

パブリックコメント

稻城市地域防災計画 (風水害等編) (案)

目 次

第1部 総論

第1章 地域防災計画（風水害等編）の概要	1
第1節 計画の目的及び前提	1
1 計画の目的	1
2 計画の前提	1
第2節 水防責任	1
1 水防責任	1
2 水防計画	1
第3節 計画の構成	2
第4節 計画の習熟	2
第5節 計画の修正	2
第2章 稲城市の概況と風水害等の想定	3
第1節 稲城市的概況	3
第2節 河川の概要	3
1 多摩川水系	3
2 鶴見川水系	3
第3節 風水害等の概要	3
1 狩野川台風等の被害	3
2 令和元年台風の被害	4
第4節 稲城市的災害想定	4
1 浸水	4
2 土砂災害	4
3 大規模事故	4
4 火山災害	4
第3章 基本理念と役割	6
第1節 基本理念	6
第2節 防災関係機関の役割	6

第2部 災害予防対策

第1章 水害予防対策	7
1 東京都豪雨対策基本方針	7
2 河川対策	7
3 避難体制の整備	8
第2章 都市施設対策	9
1 ライフライン施設	9
2 道路及び交通施設	10
第3章 農業施設対策	11
第4章 地域防災力の向上	12

第3部 災害応急対策

第1章 応急活動体制	13
1 配備態勢の確立	13
2 災害対策本部等	14
3 消火・救助・救急活動	22
4 応援協力・派遣要請	22
5 自衛隊の災害派遣	22
6 受援体制	22
第2章 情報の収集・伝達	23
1 情報連絡体制	23
2 災害情報の収集	23
3 東京都への報告	25
4 国への報告	25
5 広報活動	25
6 被災者相談	26
7 安否情報の提供	26
第3章 水防対策	27
1 水防情報	27
2 水防機関の活動	29
3 ダム放流通報	35
第4章 警備・交通規制	36
1 警備活動	36
2 交通規制	37
第5章 医療救護・保健等対策	38
第6章 避難対策	39
1 避難の基本方針	39
2 自主避難	40
3 避難指示等の発令	40
4 避難誘導	44
第7章 物流・備蓄・輸送対策	45
第8章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理等	46
第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策	47
第10章 公共施設等の応急・復旧対策	48
第11章 応急生活対策	49
第12章 災害救助法の適用	50

第4部 災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧事業	51
第2章 災害復興	52

第5部 その他事故等対策

第1章 航空機事故対策	53
-------------	----

1	米軍又は自衛隊の航空機事故	53
2	民間の航空機事故	54
3	稻城市の対応	54
第2章	鉄道事故対策	55
1	JR東日本、JR貨物	55
2	京王電鉄	55
3	稻城市的対応	55
第3章	危険物事故	56
1	情報連絡体制	56
2	災害時の広報	57
3	応急活動	57
4	相互協力・派遣要請	57
5	避難措置	57
6	石油類等危険物貯蔵施設等の対応措置	57
7	高圧ガス保管施設の対応措置	58
8	火薬類保管施設の対応措置	58
9	毒物・劇物取扱施設の応急措置	59
10	放射線使用施設等	59
11	危険物輸送車両	60
第4章	雪害対策	62
1	雪害への備え	62
2	雪害活動体制	62
3	雪害情報の収集・伝達	63
4	除雪活動	63

第6部 火山災害対策

第1章	降灰情報の収集・伝達	65
1	降灰情報の収集	65
2	住民への広報	65
第2章	降灰対策	66
1	火山灰の収集・処分	66
2	住民相談	66
3	避難対策	66

第1部 総論

第1章 地域防災計画（風水害等編） の概要

1 計画の目的

稻城市地域防災計画（風水害等編）（以下「地域防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき稻城市防災会議が策定する計画である。

その目的は、稻城市、防災機関、事業者、自主防災組織及び市民が総力を結集し、各主体の持てる能力を発揮することにより、「自助」「共助」「公助」の実現により、稻城市における風水害等に係る予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施し、市民の生命・身体及び財産を保護することを目的とする。

2 計画の前提

地域防災計画は、多摩川、三沢川及び鶴見川の洪水浸水想定区域図、令和元年台風第15号及び第19号による風水害等から得た教訓、また、社会経済情勢の変化、市民・市議会の提言等を可能な限り反映し策定したものである。

防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性及びこども、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への配慮、女性等の参画の拡大等、様々な視点を取り入れた防災対策が必要である。

大規模かつ広範囲で被害が発生した場合、行政による「公助」は限界を超える事態も考えられる。そのため、市民・事業者等の相互協力の「自助」「共助」による被害の発生防止、軽減等、自主防災力の向上を促す。

1 水防責任

稻城市は、水防法（昭和24年法律第193号）に定める水防管理団体として、市の区域内における水防を十分に果すべき責任を有する（水防法第3条（市町村の水防責任））。

また、東京都は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。（水防法第3条の6（都道府県の水防責任））。

2 水防計画

地域防災計画（風水害等編）は、水防法第33条に定める水防計画を兼ねるものとする。

地域防災計画には、稲城市、防災機関、事業者及び市民が行うべき風水害等対策について、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

構成と主な内容は、次のとおりである。

〈地域防災計画の構成〉

構成	主な内容
第1部 総論	・台風等による暴風、豪雨、洪水、土砂災害等の風水害の想定と役割分担
第2部 災害予防対策	・市及び防災機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置
第3部 災害応急対策	・災害発生後に市及び防災機関等がとるべき応急対策
第4部 災害復旧・復興計画	・市及び防災機関等がとるべき復旧・復興対策
第5部 その他事故等対策	・航空機事故、鉄道事故、その他大規模事故等及び雪害についての対策
第6部 火山災害対策	・富士山噴火による降灰対策

なお、風水害等編に定めていない事項については、震災編によるものとする。

各防災機関は、平素から危機管理の一環として、風水害等対策を推進する必要がある。このため、風水害等に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、防災に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を通して本計画を習熟し、風水害等への対応能力を高める。

地域防災計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときに修正する。

修正にあたっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を稲城市防災会議に提出する。

第2章 稲城市的概況と風水害等の想定

震災編 第1部第2章第1節「稲城市的概況」を準用する。

1 多摩川水系

多摩川は、源を山梨県甲州市の笠取山に発し、西部山地における大部分の支川の水を集め南東に流下し、中流部で多摩丘陵の支川をあわせ、さらに下流部において武蔵野台地の一部支川を合流して羽田地先で東京湾に注いでいる。

その流域面積は $1,240\text{ km}^2$ で山梨県、東京都及び神奈川県にまたがる一級河川である。

三沢川は、源を東京都町田市小野路町周辺に発し、神奈川県川崎市麻生区黒川地区と東京都稲城市を流れ、川崎市多摩区布田で多摩川に注ぐ。上流の川崎市麻生区内は普通河川

(0.46 km) 及び準用河川 (1.38 km)、東京都稲城市及び神奈川県川崎市多摩区内は、各都県管轄の一級河川の扱いとなっている。

2 鶴見川水系

麻生川は、稲城市平尾と川崎市麻生区金程との境界付近に源を発し、稲城市と川崎市の境を流下し、小田急線柿生駅の西 150m の地点で片平川に流入し、その後川崎市麻生区下麻生において鶴見川に合流する準用河川である。

鶴見川は、川崎市、横浜市の住宅地や工業地帯を湾曲して流れ、東京湾に注ぐ流域面積 235 km^2 の一級河川である。

東京都の過去の水害記録によると、平成元年以降 16 回の水害等が発生している。その原因のうち、浸水・内水は 14 回、急傾斜地崩壊が 2 回となっている。

稲城市における、これまでの風水害状況は次のとおりである。

1 狩野川台風等の被害

昭和 33 年の狩野川台風では、百村地区における三沢川の氾濫と妙見寺裏山の山崩れが発生した。大丸では夜半に、約千立方メートルの土砂に民家が埋まり 2 名の犠牲者が発生し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用となった。

昭和 40 年代から 50 年代には、台風被害により、百村地区や東長沼地区において三沢川が氾濫する等、大きな被害をもたらした。

2 令和元年台風の被害

令和元年10月に発生した令和元年東日本台風（台風19号）により、稲城市では、12日に災害対策本部を設置し、災害対応にあたった。

大雨特別警報が発表され、多摩川では、石原水位観測所の水位が6.33m（水位計故障により測定不能となる）となり計画高水位を大幅に超えた。これらにより土砂災害警戒区域及び多摩川浸水想定区域に対し避難勧告を発令し21箇所の避難所を開設、1,375世帯、3,481人が避難した。

また、東京都は、稲城市を含む28の市区町村に対し災害救助法の適用を決定するとともに、国は特定非常災害、激甚災害に指定した。



1 浸水

稲城市を流下する河川については、関東地方整備局京浜河川事務所が「多摩川・浅川・大栗川の洪水浸水想定区域」を、東京都が「浅川圏域、大栗川及び三沢川流域洪水浸水想定区域図」、「鶴見川流域浸水予想区域図」を公表している。

これに基づき、稲城市は、「いなぎ防災マップ」を作成しており、この最大規模の浸水想定区域を浸水の発生を計画の前提とする。

2 土砂災害

東京都が市域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定している。ここでの土砂災害の発生を計画の前提とする。

3 大規模事故

航空機事故、鉄道事故、その他大規模事故（危険物事故、CBRNE災害等）、雪害を計画の対象とする。

4 火山災害

稲城市周辺においては、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している火山、及び活火山に定義される火山は存在していないため、生命に危険を及ぼす火山現象は想定されていない。

しかし、富士山において大規模な噴火が発生した場合、降灰により生活に支障ができる可能性がある。

「富士山ハザードマップ」（富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年3月富士山火山防災対策協議会）によれば、2cm～10cmの降灰が想定されている。



〈富士山ハザードマップ（降灰の可能性マップ）〉

第3章 基本理念と役割

震災編 第2部第1章第1節「基本理念」を準用する。

震災編 第2部第1章第2節「防災関係機関の役割」を準用する。

第2部 災害予防対策

第1章 水害予防対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 東京都豪雨対策基本方針	—	—
2 河川対策	管理課、下水道課	—
3 避難体制の整備	まちづくり再生課、防災課	—

1 東京都豪雨対策基本方針

東京都は、豪雨による水害に対する自助・共助・公助を合わせた総合的な治水対策の基本的な考え方として、「東京都豪雨対策基本方針」（2023年12月改定）を示している。

この方針は、気候変動により激甚化・頻発化する豪雨に対応するため、豪雨対策の目標や役割分担等を見直し、強靭な都市を築くために改定したもので、豪雨対策の5つの施策「河川整備」「下水道整備」「流域対策」「家づくり・まちづくり対策」「避難方策」の加速・強化に向けた方向性を示すものである。

稻城市は、この方針のもと、関係機関と連携した水害対策を実施する。

2 河川対策

（1）河川の整備

稻城市は、浸水被害を軽減するため、水路の護岸改修等を実施する。

また、多摩川については、国、東京都等と連携し、多摩川緊急治水対策プロジェクトを進め、河川における対策、流域における対策及びソフト施策により「社会経済被害の最小化」を目指す。

三沢川については、環境に配慮した河川整備を東京都に要請する。

（2）雨水流出の抑制

稻城市は、雨水の流出を抑制するために、宅地や公共施設における雨水浸透ます、浸透トレーニングの設置、建物敷地内への貯留槽、調節池の設置等を促進する。

また、新たな浸水被害が生じないよう、雨水排水整備区域の拡大や、雨水排水整備計画の策定等、総合的な浸水対策を進める。

（3）下水道の整備

稻城市は、1時間50ミリの降雨を基準として雨水排水施設を整備している。

今後も、雨水排水施設が未整備の地区において、公共下水道（雨水）を整備する。

3 避難体制の整備

（1）浸水想定区域の周知

稻城市は、国及び東京都が公表した洪水浸水想定区域図をもとに、「いなぎ防災マップ」を作成・配布し、防災気象情報、避難情報等の伝達経路、避難場所等について、住民への周知を図っている。

また、「マイ・タイムライン」等の促進により市民一人ひとりが浸水の危険性を理解し、いち早く避難できる体制を自ら整えておくこと等を周知する。

（2）土砂災害警戒区域等の周知

震災編第2部第3章第2節「2 がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊、土砂災害の防止」を準用する。

（3）要配慮者利用施設対策

震災編第2部第3章第2節「2 がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊、土砂災害の防止」を準用する。

第2章 都市施設対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 ライフライン施設	—	東京電力グループ、東京ガスグループ、東京都（水道局）、通信事業者
2 道路及び交通施設	管理課	JR 東日本、京王電鉄

1 ライフライン施設

（1）電気施設

東京電力グループは、「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として、施設の整備を実施する。

電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

また、電気施設の防災計画として、洪水対策及び強風対策を実施する。

（2）ガス施設

東京ガスグループは、ガス事業法（昭和19年法律第51号）等に基づき、都市ガス製造施設について、緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図っている。供給施設については、遮断装置・圧力上昇防止装置等を考慮して設計及び施工している。

ガス施設に対して、ガス事業法の規定に基づいた定期検査を実施する。

（3）水道施設

東京都（水道局）は、浄水場等が停止しても可能な限り給水できるよう、浄水場と給水所との間や各給水所を結ぶ広域的な送水管のネットワーク化を進めている。特に重要な幹線については二重化を進める等、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っている。

また、大規模停電時等、不測の事態が生じた場合でも安定給水を実現するため、施設に自家用発電設備を増強して電力の自立化を推進している。

（4）通信施設

通信事業者は、災害による通信施設の被災を最小限に止め、また、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

2 道路及び交通施設

（1）道路・橋りょう

東京都は、都道のトンネルや橋りょう等について、日常点検や5年に1度の定期点検等の結果を基に、日常の維持管理や補修・補強を実施する。

第2部 災害予防対策

第2章 都市施設対策

稻城市は、市道について、道路、橋りょうの強化及び必要な防災施設の整備を行う。

多摩中央警察署は、交通信号等の施設の被害を防止するため、年2回の定期点検等を実施する。

(2) 鉄道施設

JR 東日本は、風水害による事故防止のため、線路環境の実態把握に努め、重点的な防災強化工事を実施するとともに、全社的な防災管理システム研究開発に対応して、災害予測、検知、情報連絡のために必要な機器の設置を進めるとともに、新たな技術開発に向けての検討を進める。

京王電鉄は、風害防止のため沿線樹木の倒壊予防、架空電車線の振れ止め強化、風速計の設置等を進める。

また、水害防止のため排水口の整備、雨量計の設置を進める。

第3章 農業施設対策

稲城市及び東京都は、農地・農業用施設において周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所の改修や補強工事の他、必要に応じて「いなぎ防災マップ」の作成配布等のソフト対策を実施し、地域の安全性の確保を図る。

第4章 地域防災力の向上

震災編 第2部第3章第2節「予防対策」を準用する。

第3部 災害応急対策

第1章 応急活動体制

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 配備態勢の確立	総務契約課、人事課、防災課	—
2 災害対策本部等	全課	—
3 消火・救助・救急活動	防災課、警防課	多摩中央警察署
4 応援協力・派遣要請	防災課	—
5 自衛隊の災害派遣	防災課	—
6 受援体制	人事課、文書法制課	—

1 配備態勢の確立

(1) 配備態勢

風水害時等の市の参集・配備態勢は、次のとおりである。

本部	態勢	配備基準（目安）	主な活動	配備する職員
	水防待機態勢	○早期注意情報（警報級の可能性）の【高】が発表されたとき等	情報収集 ・気象情報、水位情報等の確認 ・連絡体制の確保等	・消防本部防災課（所要人員）
	情報連絡会実施の検討	○数日以内に台風接近等による暴風雨が予想され、総務部長・消防長が必要と認めたとき	情報収集 ・気象情報、水位情報等の確認	・副市長、総務部長、消防長
	情報連絡会	○台風等の接近に伴い、被害の発生が予想されるとき ○次の気象警報が発表されたとき ・大雨警報・洪水警報・大雪警報・暴風警報・暴風雪警報	検討会議 ・配備態勢検討 ・事前避難のための避難所開設検討	・市長、副市長、教育長及び全部長並びに必要とする課長

↓ 情報連絡会で態勢を決定する。

本部	態勢	配備基準（目安）	主な活動	配備する職員
	水防情報連絡態勢	【注意喚起と今後の対応に備える時期】 ・東京地方に台風接近が予想されるとき。 ・大雨、強風が予想されるとき。	・注意喚起、情報収集 ・被害予想、対応策の検討	※連絡の取れる態勢の確保 ・消防本部の管理職及び二暦日勤務の非番職員 ・水防関連部署の管理職 ・その他各課で定めた職員 ・消防団
危機管理対策本部	第1非常配備態勢	【事前避難】 ・24時間以内に大雨、浸水、土砂災害が予想されるとき。 ・積雪が予想されるとき。	・事前避難のための避難所開設及び運営 ・自主避難の呼びかけ ・指定避難所の開設準備	・消防本部管理職及び二暦日勤務の非番職員 ・危機管理対策本部員 ・水防関連部署の管理職及び所要人員

				・必要により初動要員(本部・避難所等) ・消防団(詰所)
災害対策本部	第2非常配備態勢	【被害状況に応じて配備態勢を決定】 [目安] ・稻城市内に局地的な被害が発生したとき。 ・延焼火災が発生したとき。 ・大規模事故が発生したとき。	・避難情報の発令 ・避難所の開設・運営 ・被害状況の調査、関係機関への連絡、応援要請 ・各応急対策等	上記の人員に加え ・全管理職及び所要人員
	第3非常配備態勢	【被害状況に応じて配備態勢を決定】 [目安] ・稻城市内に大規模な被害が発生したとき。	・避難所の運営 ・被害状況の調査、関係機関への連絡、応援要請 ・各応急対策等	・全職員

(2) 職員の動員・配備

動員・配備は情報連絡会で決定する。

(3) 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各職員の勤務場所とする。

ただし、事前の計画に基づき勤務場所以外の指定場所に参集する職員は除く。

2 災害対策本部等

(1) 災害対策本部の設置

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

災害対策本部の設置基準は、次のとおりである。

- ① 稲城市内に局地的な被害又は大規模な被害が発生したとき。
- ② その他、市長が必要と認めたとき。

(2) 本部設置の報告

本部を設置又は廃止したときは、東京都知事にその旨を報告するとともに、多摩中央警察署等の関係機関に通知する。

(3) 本部の設置場所

本部は、稲城消防署講堂に設置する。

(4) 本部の組織

ア 指揮

市長は、本部長として、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

市長が指揮監督をできない場合は、次の順により本部長の職務を代理する。

第1位 副市長	第2位 教育長	第3位 総務部長
---------	---------	----------

イ 本部員会議

被害状況の分析及び災害応急対策の基本方針その他災害に関する重要事項を協議するため、本部員会議を開催する。

本部員会議は、本部長、副本部長、本部員で構成する。

〈災害対策本部員会議の構成及び役割〉

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	総務部長、企画部長、市民部長、産業文化スポーツ部長、福祉部長、子ども福祉部長、都市建設部長、都市環境整備部長、病院事業管理者、市立病院事務長、議会事務局長、会計管理者、教育部長、教育指導担当部長、消防長、消防団長、総務部総務契約課長、総務部財産管理課長、企画部企画政策課長、企画部秘書広報課長、企画部財政課長、企画部ＩＣＴ推進課長、福祉部生活福祉課長、福祉部健康課長、教育部教育総務課長、消防本部防災課長、その他本部長が必要と認める者 ※病院事業管理者、市立病院事務長は、稻城市立病院災害対策本部での構成員となる。
役割	次の事項について本部の基本方針を審議策定する。 <ul style="list-style-type: none">・本部の非常配備態勢及び廃止に関するこ・重要な災害情報の収集及び伝達に関するこ・避難指示等に関するこ・災害救助法の適用申請に関するこ・自衛隊に対する災害派遣の要請に関するこ・国、東京都、他市町村及び関係防災機関に対する応援の要請に関するこ・災害対策に要する経費の処理方法に関するこ・その他、重要な災害対策に関するこ

ウ 部班の編成及び職員の配置

部班の編成及び職員の配置は、災害対策本部組織及び事務分掌による。

(5) 防災関係機関連絡室

本部長は、必要に応じて、防災関係機関連絡室を設置し、関係機関に連絡員の派遣を要請する。

(6) 現地災害対策本部の設置

本部長は、現地での指揮、調整等が特に必要と判断した場合は、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

現地本部は、被災地に近い支所等の公共施設を利用して設置する。

(7) 本部機能等の維持

ア 庁舎機能

本部長は、市役所等の施設機能を点検し、非常電源用の燃料確保、仮設トイレの設置等により庁舎機能を維持する。

イ 災害対策要員の活動支援

本部長は、災害対応の長期化に対応して、勤務ローテーションの設定、災害対策要員の仮眠・休憩場所の確保、食料・飲料水・資機材等の供給を行う。

(8) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認められるときは、本部を廃止する。

なお、本部廃止後に引き続き災害対応が必要な場合は、災害対策本部組織及び事務分掌表に基づき、関連する業務を所掌する担当課の職員で対応に当たる。

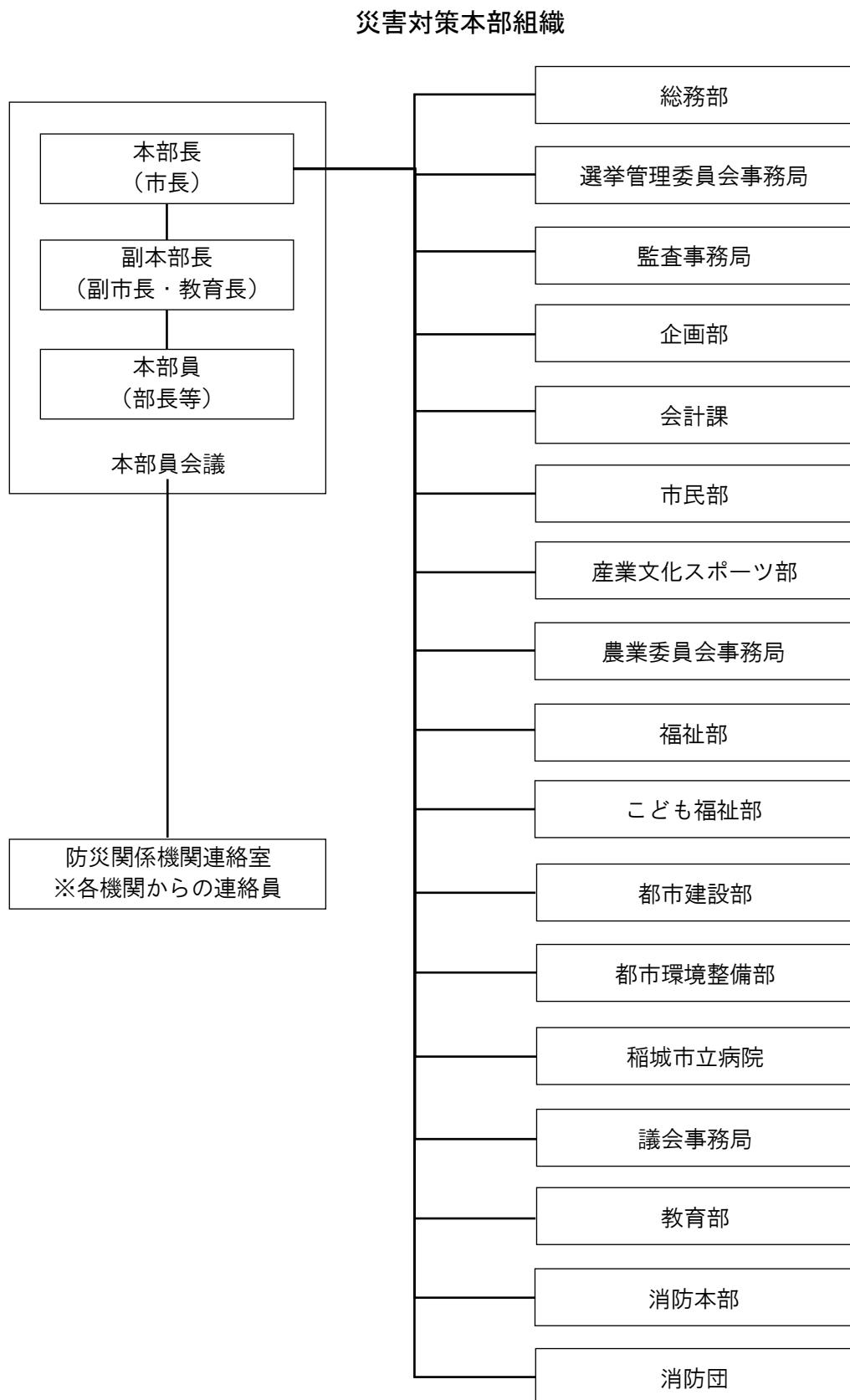
(9) 危機管理対策本部

市は、本部が設置される前、又は本部が設置されない場合で必要があるときは、危機管理対策本部を設置する。

なお、所掌事務等は、災害対策本部を準用する。

〈危機管理対策本部員会議の構成及び役割〉

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	総務部長、企画部長、市民部長、産業文化スポーツ部長、福祉部長、子ども福祉部長、都市建設部長、都市環境整備部長、病院事業管理者、市立病院事務長、議会事務局長、会計管理者、教育部長、教育指導担当部長、消防長、総務部総務契約課長、総務部財産管理課長、企画部企画政策課長、企画部秘書広報課長、企画部財政課長、企画部 I C T 推進課長、福祉部生活福祉課長、福祉部健康課長、教育部教育総務課長、消防本部警防課長、消防本部防災課長、その他本部長が必要と認める者 ※病院事業管理者、市立病院事務長は、稻城市立病院災害対策本部での構成員となる。
役割	次の事項について本部の基本方針を審議策定する。 <ul style="list-style-type: none">・本部の非常配備態勢及び廃止に関すること・重要な災害情報の収集及び伝達に関すること・避難指示等に関すること・災害救助法の適用申請に関すること・自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること・国、東京都、他市町村及び関係防災機関に対する応援の要請に関すること・災害対策に要する経費の処理方法に関すること・その他、重要な災害対策に関すること



災害対策本部事務分掌

■共通事項

- (1) 避難所の開設及び管理運営に関すること。
- (2) 他の部・課への応援に関すること。
- (3) 所管する施設の点検整備、災害記録、応急復旧及び災害時の活用に関すること。
- (4) 所管施設利用者等の安全確保に関すること。
- (5) 所管の受援に関すること。
- (6) 本部長の指示による特命事項に関すること。

※ 保健師等の専門職、被災建築物の応急危険度判定士等の有資格者は、それぞれが関係する災害対策の責任者（部長・課長）の指揮下で活動する。

※ ◎は、複数の課で対策を担当する場合の主担当を示す。

■総務部

総務契約課	総務係 契約係 検査担当	◎ ◎ ◎ ◎ ◎	(1) 災害対策本部の設置・廃止、運営及び庶務に関すること。 (2) 被害状況のとりまとめに関すること。 (3) 給水に関すること。 (4) 防犯に関すること。 (5) 受援に関すること。
人事課	人事給与係 研修厚生係	◎ ◎	(1) 職員の動員及び配備態勢に関すること。 (2) 職員の支援に関すること。 (3) 給水に関すること。 (4) 受援に関すること。
文書法制課	文書法制係	◎	(1) ボランティア活動との調整に関すること。 (2) 給水に関すること。 (3) 受援に関すること。
財産管理課	施設係 管財係	◎ ◎ ◎	(1) 災害対策に必要な車両等の調達及び配車に関すること。 (2) 給水に関すること。 (3) 庁舎の維持管理に関すること。 (4) 燃料の確保に関すること。

■選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会事務局		(1) 総務部の応援に関すること。
------------	--	-------------------

■監査事務局

監査事務局		(1) 総務部の応援に関すること。
-------	--	-------------------

■企画部

企画政策課	企画政策係	◎ ◎ ◎ ◎	(1) 災害復興本部の設置、運営及び庶務に関すること。 (2) 災害復興計画の策定に関すること (3) 災害情報の収集及び整理に関すること (4) 義援金の取扱いに関すること。
財政課	財政係	◎	(1) 災害対策関係予算その他財務に関すること。 (2) 災害情報の収集及び整理に関すること。
秘書広報課	広報広聴係 秘書係	◎ ◎ ◎ ◎	(1) 災害に関する広報及び広聴活動に関すること。 (2) 報道機関との連絡に関すること。 (3) 災害記録に関すること。 (4) 災害見舞者、災害視察者等の接遇に関すること。 (5) 受援に関すること。

ICT 推進課	ICT 推進係	◎	(1) システム及びネットワークの応急復旧に関すること。 (2) 災害情報の収集及び整理に関すること
---------	---------	---	---

■会計課

会計課	◎	(1) 義援金の取扱いに関すること。 (2) 災害対策費用の対応に関すること。
-----	---	--

■市民部

市民課	市民窓口係 戸籍係 平尾出張所 若葉台出張所	◎ ◎ ◎	(1) 住民の安否確認及び安否情報の提供に関すること。 (2) 被災者相談に関すること。 (3) 遺体の収容及び火葬に関すること。
保険年金課	年金係 国民健康保険係 後期高齢者医療係	◎ ◎ ◎	(1) 被災者台帳の作成に関すること。 (2) 避難者の移送に関すること。 (3) 市税等の減免に関すること。 (4) 被災者相談に関すること。 (5) 遺体の収容及び火葬に関すること。
課税課	市民税係 土地係 家屋係	◎ ◎ ◎	(1) 被災者台帳の作成に関すること。 (2) 住家被害認定調査に関すること。 (3) 罷災証明書(火災に係るものを除く。)及び被災証明書の交付に関すること。 (4) 市税等の減免に関すること。 (5) 被災者相談に関すること。 (6) 遺体の収容及び火葬に関すること。
収納課	税管理係 滞納整理係		(1) 住家被害認定調査に関すること。 (2) 罷災証明書(火災に係るものを除く。)及び被災証明書の交付に関すること。 (3) 被災者相談に関すること。 (4) 遺体の収容及び火葬に関すること。

■産業文化スポーツ部

市民協働課	市民相談係 男女平等参画係 協働推進係	◎	(1) 食料及び生活必需品の受入れ及び供給に関すること。 (2) 外国人対策に関すること。
経済課	農政係 商工係	◎ ◎ ◎ ◎	(1) 食料及び生活必需品の受入れ及び供給に関すること。 (2) 農林施設の被害状況の調査及び支援に関すること。 (3) 産業の被害状況の調査及び支援に関すること。 (4) 家畜の保護及び防疫に関すること。
観光課	観光係	◎	(1) 食料及び生活必需品の受入れ及び供給に関すること。 (2) 帰宅困難者対策に関すること。
スポーツ推進課	スポーツ推進係		(1) 食料及び生活必需品の受入れ及び供給に関すること。

■農業委員会事務局

農業委員会事務局		(1) 産業文化スポーツ部の応援に関すること。
----------	--	-------------------------

■福祉部

生活福祉課	地域福祉系 保護第一係 保護第二係	◎ ◎	(1) 要配慮者対策に関すること。 (2) 災害援助資金の貸付、災害弔慰金等の支給に関すること。
高齢福祉課	高齢福祉係 介護保険係 地域支援係 介護認定係	◎ ◎	(1) 要配慮者対策に関すること。 (2) 福祉避難所の開設、運営に関すること。
障害福祉課	障害福祉係	◎ ◎	(1) 要配慮者対策に関すること。 (2) 福祉避難所の開設、運営に関すること。
健康課	健康推進係	◎ ◎ ◎ ◎	(1) 災害医療に関すること。 (2) 防疫に関すること (3) 保健衛生に関すること。 (4) ペットに関すること。

■子ども福祉部

児童青少年課	青少年係 児童館・学童クラブ係	◎	(1) 児童の安全確保に関すること。 (2) 要配慮者対策に関すること。
子育て支援課	手当助成係 保育・幼稚園係 第五保育園	◎ ◎	(1) 応急保育に関すること。 (2) 園児の安全確保に関すること。 (3) 要配慮者対策に関すること。 (4) 福祉避難所の開設、運営に関すること。
子ども家庭支援センター課	総合相談係		(1) 要配慮者対策に関すること。
おやこ包括支援センター課	母子保健係 あそびの広場 事業係	◎	(1) 要配慮者対策に関すること。

■都市建設部

まちづくり計画課	都市計画係 開発指導係	◎ ◎	(1) 障害物の除去（住宅関係）に関すること。 (2) 災害復旧・復興計画に関すること。 (3) 被災建築物の応急危険度判定に関すること。
まちづくり再生課	住所整理・団地再生係		(1) 道路、河川及び橋りょう等の被害情報収集、調査及び応急復旧に関すること。 (2) 被災建築物の応急危険度判定に関すること。
土木課	道水路工事係 用地係	◎ ◎	(1) 道路、河川及び橋りょう等の被害情報収集、調査及び応急復旧に関すること。 (2) 障害物の除去（道路、河川等関係）に関すること。
建築保全課	保全係 建築係	◎ ◎ ◎	(1) 避難に使用する施設の整備に関すること。 (2) 応急仮設住宅等に関すること。 (3) 被災建築物の応急危険度判定に関すること。
管理課	管理係 交通対策係 維持補修係		(1) 道路、河川及び橋りょう等の被害情報収集、調査及び応急復旧に関すること。 (2) 障害物の除去（道路、河川等関係）に関すること。

■都市環境整備部

緑と環境課	環境政策係 緑と公園係		(1) 環境モニタリングに関すること。 (2) 災害廃棄物の処理に関すること。
-------	----------------	--	--

生活環境課	ごみ・リサイクル係 環境保全係	◎ ◎ ◎	(1) ごみ及びし尿収集に関すること。 (2) 災害廃棄物の処理に関すること。 (3) 環境モニタリングに関すること。
区画整理課	事業管理係 公共施行係	◎	(1) 被災宅地の危険度判定に関すること。 (2) 災害廃棄物の処理に関すること。
下水道課	業務係 施設管理係 計画工事係	◎	(1) 下水道の復旧に関すること。

■稲城市立病院

稲城市立病院	◎ ◎	(1) 医療及び助産に関すること。 (2) 医療器具、医療材料及び医薬品の確保に関すること。
--------	--------	---

■議会事務局

議会事務局	◎	(1) 市議会との連絡調整に関すること。 (2) 総務部の応援に関すること。
-------	---	---

■教育部

教育総務課	教育総務係 学校管理係	◎ ◎	(1) 避難所の開設及び運営の統括に関すること。 (2) 避難者の把握に関すること。 (3) 児童及び生徒の安全確保に関すること。
学務課	学務係	◎	(1) 避難所の開設及び運営の統括に関すること。 (2) 避難者の把握に関すること。 (3) 児童及び生徒の安全確保に関すること。 (4) 学用品の給与に関すること。
指導課	指導係 教職員係	◎ ◎	(1) 児童及び生徒の安全確保に関すること。 (2) 応急教育に関すること。 (3) 避難所の開設及び運営の統括に関すること。 (4) 避難者の把握に関すること。
生涯学習課	社会教育・公民館係 生涯学習支援係		(1) 避難所の開設及び運営の統括に関すること。 (2) 避難者の把握に関すること。
学校給食課	第一給食係 第二給食係		(1) 食料及び生活必需品の供給に関すること。
図書館課	庶務係 奉仕係		(1) 避難所の開設及び運営の統括に関すること。 (2) 避難者の把握に関すること。

■消防本部

消防総務課	消防総務係	◎ ◎	(1) 災害対策本部の設置・廃止、運営及び庶務に関すること。 (2) 災害救助法の適用申請に関すること。 (3) 激甚災害指定の手続きに関すること。
防災課	防災係 消防団係	◎ ◎ ◎ ◎	(1) 災害対策本部の設置・廃止、運営及び庶務に関すること。 (2) 東京都への応援要請及び関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 国、都への報告に関すること。 (4) 自衛隊の災害派遣に関すること。 (5) 避難の指示等に関すること。 (6) 情報の収集・伝達に関すること。

第3部 災害応急対策
第1章 応急活動体制

警防課	警防係	◎	(1) 消防及び水防活動に関する事。
	救急係	◎	(2) 救出及び救助活動に関する事。
	消防出張所	◎	(3) 河川の警戒及び監視に関する事。 (4) 稲城市消防本部消防支援ボランティアの派遣及び活動に関する事。
予防課	予防係	◎	(1) 危険物流出時等の措置に関する事。
	査察指導係	◎	(2) 火災の罹災証明書の交付に関する事。

■消防団

消防団	(1) 消防及び水防活動に関する事。
	(2) 救出及び救助活動に関する事。
	(3) 河川の警戒及び監視に関する事。
	(4) 避難誘導に関する事。

3 消火・救助・救急活動

震災編 第2部第5章第3節「3 消火・救助・救急活動」を準用する。

4 応援協力・派遣要請

震災編 第2部第5章第3節「4 応援協力・派遣要請」を準用する。

5 自衛隊の災害派遣

震災編 第2部第5章第3節「5 自衛隊の災害派遣」を準用する。

6 受援体制

震災編 第2部第5章第3節「6 受援体制」を準用する。

第2章 情報の収集・伝達

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 情報連絡体制	防災課	—
2 災害情報の収集	企画政策課、財政課、ICT推進課、防災課	—
3 東京都への報告	防災課	—
4 国への報告	防災課	—
5 広報活動	秘書広報課	—
6 被災者相談	市民課、保険年金課、課税課、収納課	—
7 安否情報の提供	市民課、	—

1 情報連絡体制

震災編 第2部第6章第3節「1 情報連絡体制」を準用する。

2 災害情報の収集

(1) 気象情報等の収集

気象庁は、次の情報を発表する。

稻城市は、これらの情報を収集し、防災行政無線、SNS等で住民等に伝達する。

なお、稻城市が属する府県予報区は「東京都」、一次細分区域名は「東京地方」、市町村等をまとめた地域は「多摩南部」である。

ア 気象注意報・警報

注意報・警報等の種類は、次のとおりである。そのうち、特別警報は、数十年に1度の現象が予想される場合に発表される。

〈気象注意報・警報の種類〉

注意報	気象注意報	大雨注意報、強風注意報、大雪注意報、波浪注意報、高潮注意報、雷注意報、濃霧注意報、乾燥注意報、低温注意報、霜注意報
	浸水注意報	(浸水に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる)
警報	地面現象注意報	(地面現象に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる)
	気象警報	大雨警報、暴風警報、大雪警報、波浪警報、高潮警報
特別警報	浸水警報	(浸水に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる)
	地面現象警報	(地面現象に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる)
特別警報	大雨	台風又は集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風又は同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	暴風、高潮、高波	数十年に一度の強度の台風又は同程度の温帯低気圧により、予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
----	-------------------------

イ 気象情報

注意報・警報・特別警報の発表に先立って注意を喚起する場合や注意報・警報・特別警報が発表された場合において、その後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

ウ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

エ 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報である。

オ 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を発表する。概要は次のとおりである。

種類	内容
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<ul style="list-style-type: none"> 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<ul style="list-style-type: none"> 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<ul style="list-style-type: none"> 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

カ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている場合に、天気予報の対象地域と同じ発表単位で気象庁から発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を附加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

キ 火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険と認められる場合、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として気象台が東京都知事に対して通報し、東京都から稻城市に伝達される。

ケ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕〔中〕の2段階で発表される。

ケ 土砂災害警戒情報

大雨（土砂災害）警報発表中において、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合、避難指示の発令判断、住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる区市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、東京都と気象台が共同で発表する。

（2）被害情報の収集

稻城市各部は、災害対策本部事務分掌で定められた所管の被害概況調査を実施し、情報を災害対策本部で集約する。

（3）異常現象等の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を稻城市又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに稻城市に通報する。

稻城市は、当該通報を受けた場合、次の機関に通報する。

- ① 東京都
- ② 東京管区気象台
- ③ 地域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者

3 東京都への報告

震災編 第2部第6章第3節「3 東京都への報告」を準用する。

4 国への報告

震災編 第2部第6章第3節「4 国への報告」を準用する。

5 広報活動

震災編 第2部第6章第3節「5 広報活動」を準用する。

6 被災者相談

震災編 第2部第6章第3節「6 被災者相談」を準用する。

7 安否情報の提供

震災編 第2部第6章第3節「7 安否情報の提供」を準用する。

第3章 水防対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 水防情報	防災課	—
2 水防機関の活動	防災課、警防課、稻城市消防団	—
3 ダム放流通報	防災課	—

1 水防情報

(1) 気象情報

稻城市は、次の手段で気象情報を収集する。

ア 東京都災害情報システム（D I S）

東京都建設局河川水位情報、国土交通省解析雨量、アメダス実況による各種情報収集が可能

イ 防災情報提供システム

気象庁が、発表する各種防災気象情報を防災機関に提供するシステムで、きめ細かい情報の入手が可能であり、市が避難指示等の判断の参考に利用可能

(2) 河川情報

ア 洪水予報

国土交通省と気象庁とが共同で行う洪水予報である。

○洪水予報を行う河川及びその範囲

河川名	区間	基準地点
多摩川	左岸：東京都青梅市大柳町 1575 地先から海まで 右岸：東京都青梅市畠中 1 丁目 18 番地から海まで	調布橋 石原 田園調布（上）

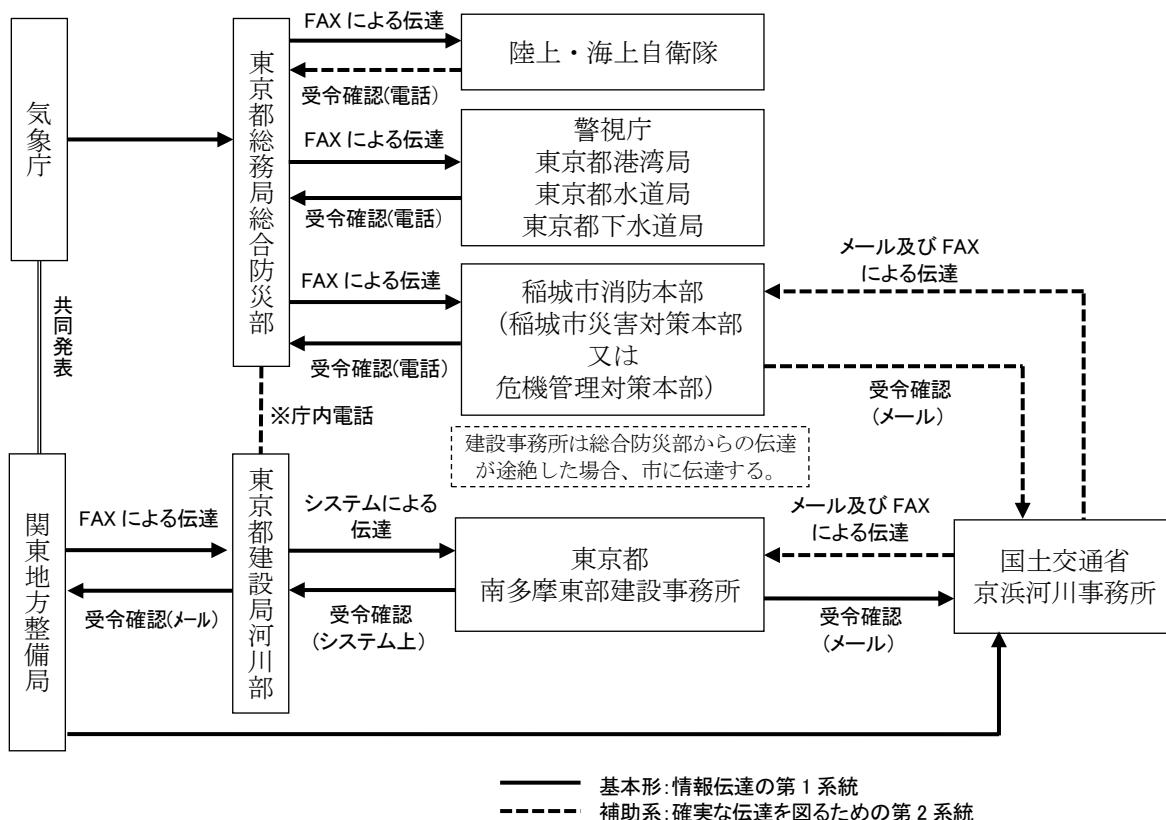
○洪水予報の種類と発表基準

種類	発表基準
多摩川氾濫注意情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
多摩川氾濫警戒情報	基準地点のいずれかの水位が、一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき
多摩川氾濫危険情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき
多摩川氾濫発生情報	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき
多摩川氾濫注意情報解除	基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

○洪水予報河川発表基準水位

基準地点	所在地	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
調布橋	青梅市上長渕	0.2m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m
石原	調布市多摩川3丁目	4.00m	4.30m	4.30m	4.90m	5.94m
田園調布 (上)	大田区田園調布	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m	10.35m

○洪水予報伝達系統



イ 水防警報

水防警報は、国土交通大臣又は東京都知事が水防管理団体（稲城市）の水防活動に対して、待機、準備、出動等の指針を与えるために発表される。

多摩川については、関東地方整備局京浜河川事務所が水防警報を発表する。

稲城市は、水防警報を受理した場合、消防団に対応を指示するほか、関係機関に通知する。

○水防警報の種類、内容と発表基準

種類	内容	発表基準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告する	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。

	もの。	
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報により、または、既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

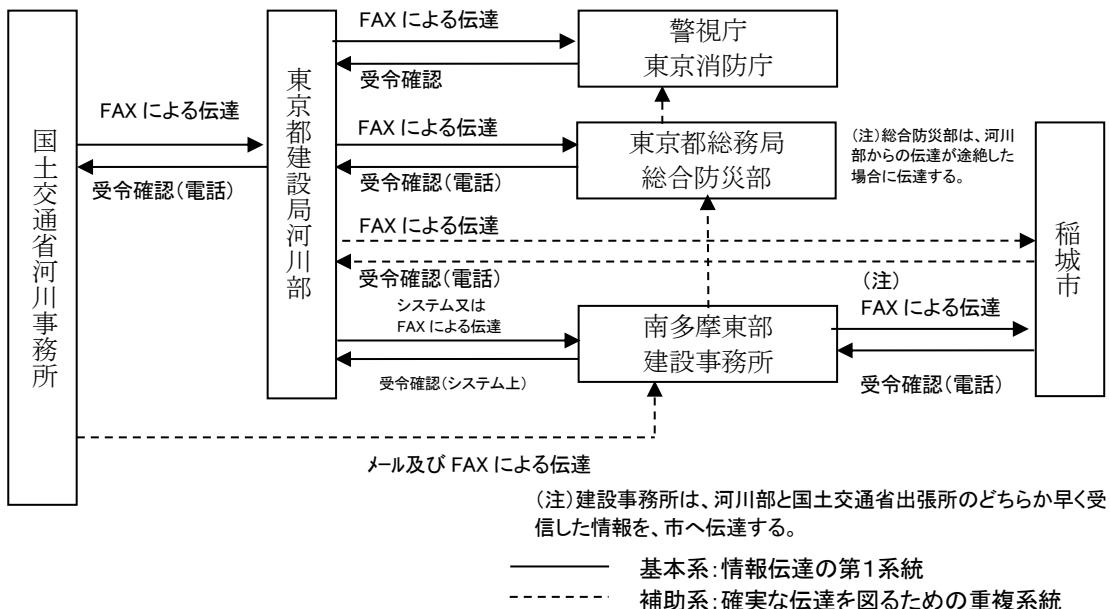
地震による堤防の漏水、沈下の場合、津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

※水防警報の目安 待機：水防団待機水位、出動：氾濫注意水位、指示：避難判断水位

○水防警報区

水防警報区		基準地点	担当河川事務所
右岸	自 多摩市一ノ宮1丁目45番地先 至 神奈川県川崎市多摩区宿河原7丁目2246番地先	石原	京浜

○水防警報伝達系統



2 水防機関の活動

(1) 稲城市の体制及び活動

稲城市は、出水期前に河川等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

気象状況等により洪水のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備体制をとるとともに、概ね次の水防活動を行う。

- ① 気象状況及び水位に応じて市（水防管理団体）は、河川の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。
- ② 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、又は現場にある者をして、作業に従事させる。
- ③ 堤防その他の施設が決壊、又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。また、決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- ④ 洪水による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き、又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく多摩中央警察署長に、その旨を通知する。
- ⑤ 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序あるいは保全維持のため多摩中央警察署長に対して、警察官の出動を求める。
- ⑥ 水防のため緊急の必要があるときは、東京消防庁との消防相互応援協定に基づき応援隊を要請する。
- ⑦ 水防のため緊急の必要があるときは、国、又は東京都知事に対し緊急消防援助隊及び自衛隊の派遣を要請する。

（2）消防本部及び消防団の活動

消防本部及び稻城市消防団が分担する水防活動は、概ね次のとおりである。

- ① 河川、堤防等を隨時巡回し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその情報を管理者に連絡して必要な措置を求める。
- ② 水防上緊急の必要がある場合においては、消防職員、又は消防団員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずる。
- ③ 消防長又は消防団長は、水防のためやむを得ない必要がある時は、その区域に居住する者、又は水防の現場にある者を水防に従事させる。
- ④ 堤防その他の施設が決壊したときは、消防長、又は消防団長は、直ちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- ⑤ 消防長、又は消防団長は、水防管理者から出動の命令を受けたとき、又は自ら水防活動の必要を知ったときは、直ちに出動し、水防活動を行う。
- ⑥ 河川等の氾濫等による浸水被害により逃げ遅れた市民は、ボート等を活用し救助活動を行う。

（3）水防活動計画

ア 活動の方針

台風、豪雨等により水災が発生する危険がある場合、又は発生した場合は、この計画の定めるところにより、稻城市、消防本部、稻城市消防団及び多摩中央警察署は、全機能をあげて、関係機関と連携のもとに、被害発生及び被害拡大を防止する。

イ 消防本部及び関係機関との連絡

溢水等により水災が発生する危険があるとき、又は発生したときは、消防本部の全機能をあげ市内関係機関との連携のもとに、被害発生及び被害拡大を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 消防長は、水災の発生、又は危険を知ったときは、直ちに水防管理者に報告する。
- ② 関係機関は、水災の発生、又は危険を知ったときは、水防管理者への報告に協力する。
- ③ ①②の連絡は、有線及び無線のあらゆる通信施設及び連絡車を活用して行う。

ウ 事前措置

消防長は、水防現場活動を効率的に実施するため、次の計画を樹立する。

- ① 事前教養
水防工法の知識・技術の向上に努める。
- ② 要注意箇所の決定
水防管理者と協議して要注意箇所を決定する。
- ③ 監視警戒計画
監視警戒の必要箇所、警戒方法、警戒要員、連絡方法等について水災種別及び体制別の計画を樹立する。
- ④ 水防作業計画
水防作業の迅速適切化を図るため、要注意箇所ごとに実施する工法の種別、必要人員及び運搬方法について計画する。
- ⑤ 部隊運用計画
災害種別に対応した水防活動を行うため、消防団と連携した部隊運用を実施する。
- ⑥ その他必要事項
その他水災について必要が生じた場合は、計画を樹立し、指示命令をする。

エ 非常招集

消防長は、水災に対処するため、必要があると認めた場合は、勤務時間外の職員に非常招集命令を発令する。非常招集命令は、非常配備体制の発令をもって代える。

オ 水防非常活動体制

消防長は、水防非常活動体制として、次の措置を講ずる。

- ① 水防部隊の編成及び部隊運用
- ② 所要の水防資機材及び燃料等の点検整備
- ③ 関係機関との連絡及び情報収集
- ④ 河川の巡視による情報収集及び水防発生危険箇所の監視警戒並び広報
- ⑤ 水防活動及び被害状況等の把握
- ⑥ 長期水防活動に対応する交替制活動体制の確立
- ⑦ 消防部隊応援の受け入れ体制の確立
- ⑧ 関係機関への連絡員の派遣

カ 活動要領

- ① 消防署水防部隊、消防出張所水防部隊及び消防団部隊運用要領
消防署水防部隊、消防出張所水防部隊は、災害の状況を判断して被害の最も甚だしい区域に出場し、水防活動にあたる。消防団部隊は、分団ごとに水防活動にあたる。
- ② 活動の統括
消防署長は、消防団長と協議し消防署水防部隊、消防出張所水防部隊及び消防団部隊が実施する水防活動を指揮統括する。
- ③ 監視及び警戒の実施
監視警戒は、降雨量その他気象状況により監視警戒計画に定めるところにより消防署員及び消防団員をもって、消防長が水防管理者と協議して決定した要注意箇所等について実施する。

④ 水防活動の実施

消防長は、水防管理者の指示、警戒監視その他により水防活動の必要を認めたときは、消防団長と協議し消防署水防部隊、消防出張所水防部隊、消防団部隊等を出場させ水防活動に従事する。

⑤ 資材の収用

水防管理者は、水防に要する資機材の準備が間に合わないとき、又は不足をきたしたときは必要な資機材を現地において収用する。

キ 長期にわたる活動体制

長期にわたる活動時においては、次の順位により実施する。

- ① 人命救助
- ② 火災現場活動
- ③ 水防工法その他消防長が特に優先実施について命令、又は指示するもの

ケ その他必要事項

消防署員の招集は、稲城市消防本部警防規定事務処理要綱第14・警防対策等別記25による。

(4) 稲城市消防団の活動

ア 消防団の水防区域

消防団が行う水防区域は、市全域とし、特別の指示のない限り各分団が行う水防の区域は、分団管轄区域内とする。

イ 水防非常配備体制

稲城市消防団水防活動マニュアルによる。

ウ 通報

団員は、水災の発生するおそれがあると認められる異常な現象を発見したとき、又は水災が発生した場合は、直ちに分団長を通じ消防団本部に通報しなければならない。

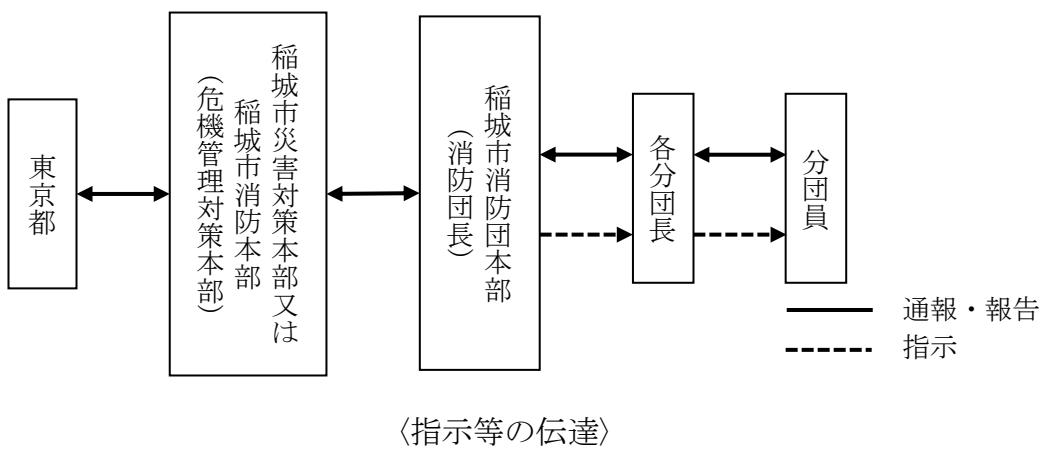
消防団本部は、団員からの通報を受けた場合は、直ちに水防管理者及び消防長に通報する。

出動の指示は、次のとおりとする。

- ① 危機管理対策本部又は災害対策本部の団本部より、水防活動に関する出動要請があった場合
- ② 受持地域内等の市民から、詰所駆込みによる水防活動の要請があった場合
なお、この場合は団本部と無線により調整を行い、出動するものとする。

エ 指示等の伝達

団本部の指示、又は分団の通報等の伝達は、次の要領により行う。



オ 有線途絶の場合の連絡

有線伝達施設が災害のため被害を受け、その機能を失った場合は、分団に対し無線、又は連絡車等の派遣等、連絡体制を確保する。

カ 広報活動の協力

消防団は、必要に応じ、各種広報に協力する。

キ 消防団出動基準

水災現場活動の出動は、次の基準により実施する。

〈水防団出動基準〉

区分	内容
待機	団員は、自宅に待機し、必要に応じ、直ちに出動できる体制
準備	水防に関する情報連絡及び水防資機材の整備点検等消防団の出動の準備体制
出動	消防団が被害現場に出動する体制
解散	水防活動を必要とする状況が解消し、消防団の水防体制の終了の通知

ク 監視及び警戒

気象状況等により、分団管轄区域内に水防上危険な箇所が認められるときは、分団長は、所属する団員に監視及び警戒を行わせて、事態に即応した措置を講ずる。

ケ 水防作業報告

分団において水防作業を実施した場合は、その活動経過及び結果について、隨時、消防団本部に報告する。

(5) 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域住民の安全確認や避難誘導、避難場所の開設等の支援、地域の被害状況等の市への報告を行う。

(7) 決壊の通報及びその後の措置

堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準すべき事態が発生したときは、水防管理者、警察、又は消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換し、連絡を密にする。

決壊後といえども、水防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように

努める。

(8) 立ち退き

ア 立ち退きの指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められたときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく多摩中央警察署長にその旨を通知する。

イ 避難誘導等

立ち退き、又はその準備を指示された区域の居住者については、多摩中央警察署は、水防管理者と協力して救出、又は避難誘導する。

また、水防管理者は、多摩中央警察署長及び消防署長と協議の上、あらかじめ立ち退き先及び経路等につき、必要な措置を講ずる。

(9) 費用負担

稲城市は、その管理区域の水防に要する費用を負担する。

ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は当該応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。

区域外の市町村が当該水防により著しく、利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益市町村が負担する。

負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、東京都知事にあっせんを申請することができる。

(10) 公用負担

ア 公用負担権限

水防のための緊急の必要があるとき、水防管理者は、次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木、その他の資材の使用
- ③ 土石、竹木、その他の資材の収用
- ④ 車両、その他の運搬用機器若しくは排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

イ 公用負担権限委任証明（水防法第28条）

公用負担の権限を行使する場合、水防管理者にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示する。

ウ 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、水防法第28条に規定する公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者、又はこれに準ずべき者に交付する。ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは事後において直ちに処理する。

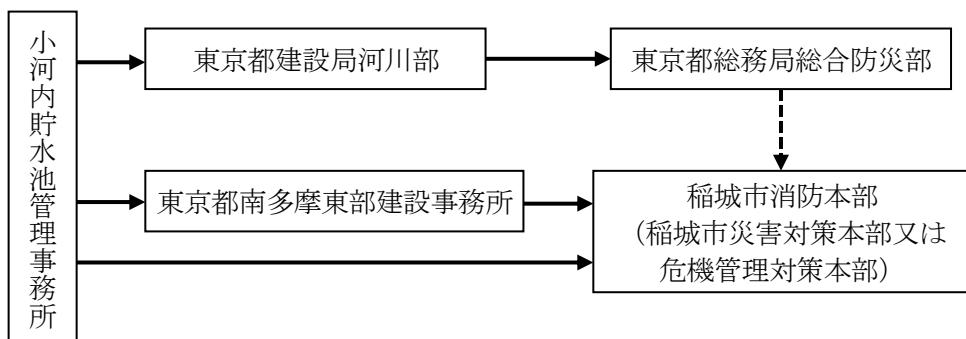
エ 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、水防管理団体は、時価によりその損失を補償する。

3 ダム放流通報

ダムの設置者は、洪水が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、ダムにおける観測結果、操作の状況等を河川管理者及び都道府県知事に通知しなければならない。

また、ダムの操作により河川流水の状況に著しい変化が生ずるときは、水害を未然に防止する観点から、あらかじめ関係都道府県知事、関係市町村長、関係警察署長に通知し、さらに住民にも周知するための措置を講じなければならない。



〈小河内ダム放流通報（水道局）の伝達系統基本〉

第4章 警備・交通規制

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 警備活動	一	多摩中央警察署
2 交通規制	一	多摩中央警察署

1 警備活動

(1) 災害警備態勢の確立

多摩中央警察署長は、多摩中央警察署に現場警備本部を設置する。

災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編制し、被害実態の把握、交通規制、救出救護、避難誘導等の措置を取る。

(2) 警備活動

多摩中央警察署は、建物倒壊、火災等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動を行う。

- ① 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
- ② 災害地における災害関係の情報収集
- ③ 警戒区域の設定
- ④ 被災者の救出、救護
- ⑤ 避難者の誘導
- ⑥ 危険物の保安
- ⑦ 交通秩序の確保
- ⑧ 犯罪の予防及び取締り
- ⑨ 行方不明者の調査
- ⑩ 遺体の調査等及び検視

(3) 警戒区域の設定

多摩中央警察署は、災害現場において、市長若しくはその職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を市長に通知する。

(4) 市に対する協力

多摩中央警察署は、市長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。

また、災害応急対策従事車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。

被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

2 交通規制

(1) 交通規制

広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置が実施される。

多摩中央警察署は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

(2) 車両検問

多摩中央警察署は、主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難、又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。

(3) その他

多摩中央警察署は、交通の妨害となっている倒木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強並びに排水等について、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

第5章 医療救護・保健等対策

震災編 第2部第7章第3節「応急対策」を準用する。

第6章 避難対策

◆対策と担当

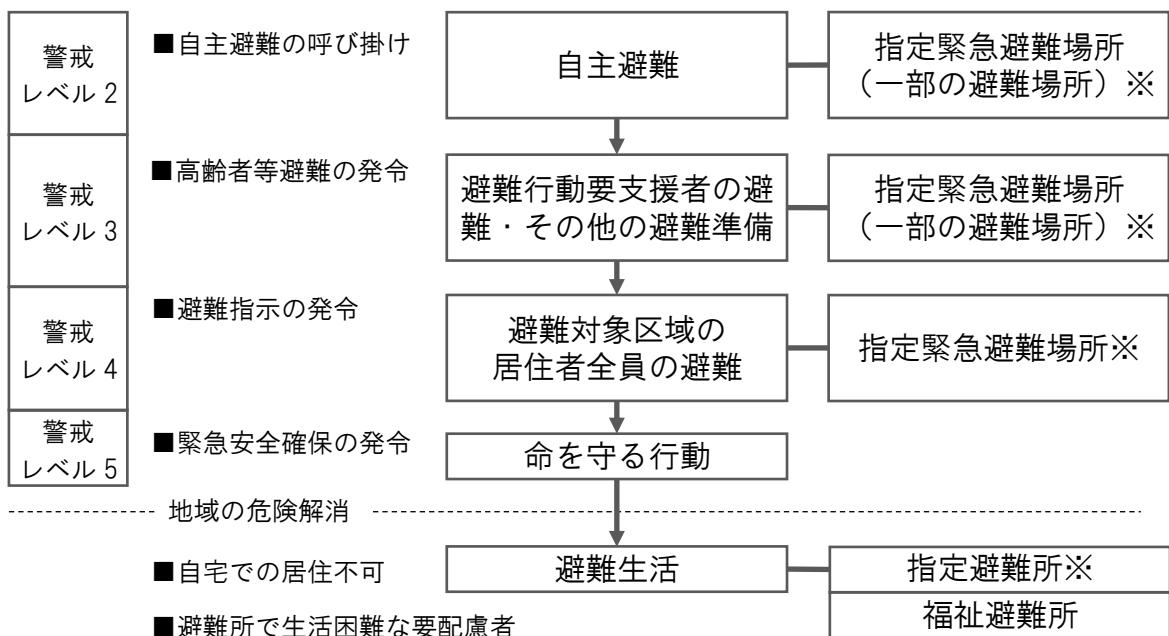
項目	市担当	関係機関
1 避難の基本方針	—	—
2 自主避難	防災課、市民部、産業文化スポーツ部、福祉部、子ども福祉部、教育部	—
3 避難指示等の発令	防災課	—
4 避難誘導	防災課、生活福祉課、高齢福祉課、障害福祉課	—

1 避難の基本方針

(1) 風水害時の避難行動

風水害時の避難行動は、次のとおりとする。

- ① 台風の接近等により危険が想定される場合（概ね警戒レベル2・3）は、事前に自主避難の呼び掛け又は高齢者等避難を発令する。
その場合は、一部の指定緊急避難場所を開設し収容する。
- ② 浸水、土砂災害等の危険がある場合（概ね警戒レベル4）は、危険区域の居住者等に対して避難指示を発令する。
その場合は、避難対象区域の全ての指定緊急避難場所を開設し収容する。
- ③ 危険が切迫した場合（概ね警戒レベル5）は、緊急安全確保を発令する。
その場合は、直ちに堅牢な建物の上層階・斜面とは反対側の部屋等への移動を促す。
- ④ 地域の危険性が解消された場合は、自宅等で生活を継続する。



※安全な親戚・知人宅・ホテル・旅館等での分散避難、在宅避難（屋内安全確保）を含む。

(2) 避難先

避難先は、稻城市が指定した緊急避難場所のほか、住民自身が確保した安全な親戚・知人宅・ホテル・旅館等への避難、堅牢な建物の上層階等での在宅避難（屋内安全確保）とする。

また、自宅が被災し居住不可能な場合は、指定避難所のほか、住民自身が確保した親戚・知人宅、ホテル・旅館等で避難生活を行うものとする。

2 自主避難

稻城市は、台風の接近等により危険が想定される場合は、時間的な余裕をもって避難が可能なように一部の避難場所を開設し、住民の自主避難を呼び掛ける。

なお、その場合に必要な食料、生活物資等は、避難者自らが確保し、持参することとする。

3 避難指示等の発令

(1) 避難指示等の発令

稻城市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示等を発令する。

なお、避難指示等の発令権者は、法令により次のとおり定められている。

発令権者	要件	根拠法令
市長	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項
知事	・災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項
警察官	・市長が避難のための立ち退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認められるとき。 ・市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき。	警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がないとき。	自衛隊法（昭和19年法律第165号）第94条

(2) 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令基準は、概ね次のとおりである。

ア 多摩川

種別	発令基準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> ① 指定河川洪水予報により、石原水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である4.30mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 ② 指定河川洪水予報により、石原水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ③ 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 ④ 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ⑤ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> ① 指定河川洪水予報により、石原水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である4.90mに到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 ② 石原水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である4.90mに到達していないものの、氾濫開始相当水位である7.29mに到達することが予想される場合 ③ 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 ④ 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ⑤ 小河内ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ⑥ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

	<p>⑦ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準例①～⑤に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※発令基準例⑥については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするとか判断すること</p>
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<p>(災害が切迫)</p> <p>① 石原水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である7.29mに到達した場合</p> <p>② 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>③ 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれがある高まった場合</p> <p>④ 橋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>⑤ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）</p> <p>※発令基準例①～④を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例⑤の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>

イ 三沢川

三沢川による浸水は、短時間の降雨で浸水が発生することや狭い範囲の降雨の継続状況を把握することが難しく、ほとんどの場合、立ち退き避難を必要としないことから基本的に避難指示等の対象としない。

ただし、職員をはじめ、消防団、市民、自主防災組織等から得られた被害情報をもとに局所的に避難指示等を発令することは考えられる。

また、時間的余裕が無い場合がほとんどであることから、基本的に高齢者等避難は発令せず、直ちに避難指示を発令することが考えられる。

種別	発令基準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	時間的余裕が無い場合がほとんどであることから、発令しない場合がある。
避難指示 【警戒レベル4】	<p>①～③のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>① 河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被害等）が確認された場合</p> <p>② 市職員又は消防団等から避難の必要性に関する通報があった場合</p> <p>③ 浸水の発生に関する情報が市民、自主防災組織より通報された場合</p>
緊急安全確保 【警戒レベル5】	越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合）

※小河川等による浸水の場合は、床上浸水となるケースが多くない事、浸水が極めて短時間で発生する場合が多いことから、避難指示等が発令された場合の避難行動は、小河川の沿川家屋、地下空間等関係者以外の者は、屋内での安全確保措置を基本として避難行動を検討することが重要である

ウ 土砂災害

土砂災害は、降雨の状況等により局地的に発生する傾向があるため、避難指示等の発令は、土砂災害警戒区域等を発表単位としてあらかじめ決めておき、土砂災害警戒情報を補足する情報のメッシュ情報において危険度が高まっている領域と重なった区域（状況に応じてその周辺区域も含めて）に避難指示等の発令を検討する。

また、避難指示等の発令基準を満たした場合は、避難所の開設を終えていなくとも発令する。

種別	発令基準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<p>① 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 (※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>② 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合等）（夕刻時点で発令）</p>
避難指示 【警戒レベル4】	<p>① 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 (※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>② 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>③ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>⑤ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>⑥ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合</p>
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<p>（災害が切迫）</p> <p>① 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 (※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>② 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合 (災害発生を確認)</p> <p>③ 土砂災害の発生が確認された場合</p>

(3) 避難指示等の伝達

稻城市は、防災行政無線、稻城市メール配信サービス、広報車による呼び掛け等で避難指示等を避難対象者等に伝達する。

避難指示等の内容は、次のとおりである。

- | | |
|------------|------------|
| ① 避難対象地域 | ② 避難先 |
| ③ 避難指示等の理由 | ④ その他必要な事項 |

4 避難誘導

(1) 住民の避難誘導

避難誘導は、原則として、自主防災組織等の住民組織が行うものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

避難支援等関係者は、自分自身、家族等の安全を確認した上で、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき要支援者の安否を確認し避難を支援する。

稻城市は、安否が確認できない要支援者を把握し、必要な救助を行う。

(3) バス等避難

稻城市は、警戒レベル3の期間において、自主避難が困難な方を対象に多摩川浸水想定区域内の指定場所から避難場所までバス等を運行し、避難を支援する。

その他の避難対策は、震災編 第2部第9章第3節「応急対策」を準用する。

第7章 物流・備蓄・輸送対策

震災編 第2部第10章「物流・備蓄・輸送対策の推進」を準用する。

第8章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿 処理・障害物の除去・災害廃棄物処理等

震災編 第2部第12章第3節「5 災害廃棄物処理」、第4節「3 住宅関係の障害物の除去」を準用する。

第9章 ライフライン施設の応急・ 復旧対策

震災編 第2部第4章第3節「応急対策」を準用する。

第10章 公共施設等の応急・復旧対策

震災編 第2部第3章第3節「2 河川等の応急対策による二次災害防止」、第4節「1 公共の安全確保、施設機能の回復」を準用する。

第11章 応急生活対策

震災編 第2部第12章第3節「応急対策」、第4節「復旧対策」を準用する。

第12章 災害救助法の適用

震災編 第2部第12章第3節「7 災害救助法の適用」を準用する。

第4部 災害復旧・復興 計画

第1章 災害復旧事業

震災編 第3部第1章「災害復旧事業」を準用する。

第2章 災害復興

震災編 第3部第2章「稲城市災害復興本部」、第3章「災害復興基本計画の策定」を準用する。

第5部 その他事故等対策

第1章 航空機事故対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 米軍又は自衛隊の航空機事故	防災課、警防課	多摩中央警察署
2 民間の航空機事故	防災課、警防課	多摩中央警察署
3 稲城市の対応	防災課、その他対応に必要な課	—

1 米軍又は自衛隊の航空機事故

(1) 被災者救援活動

米軍又は自衛隊の航空機事故が発生した場合、関係防災機関は、「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」により次の活動を行う。

〈米軍機・自衛隊機事故被災者救援活動分担表〉

区分	活動内容	警察	消防	自衛隊	東京都	稲城市	施設局
負傷者救援	1 救急活動 2 救急病院の引受確認 3 その他（転院等）	○△ ●▲ ●▲	●▲ ●▲	○△ ○△ ○▲	○△ ○△ ○△	○△ ○△ ○△	○ ○ ●
現場対策	1 消火活動 2 警戒区域の設定 3 立入制限、交通整理 4 現場保存 5 連絡所設置 6 通信輸送	○△ ●▲ ●▲ ○△	●▲ ●▲ ○△ ○△ ○△ ○△	○△ △ △ ○▲ ○▲		○△ ○△ ○	○ ●△ ●
財産被災者救援	1 財産保護、警備 2 仮住居のあつせん提供 3 生活必需品支給	●▲		△ ▲ ▲	○△ ○△	○△ ○△	●
備考	航空事故等発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛省の間の緊急救助体制に関する合意に基づいて行われる。 (注) ●は米軍機事故の、▲は自衛隊機事故の主務機関を示す。○は米軍機事故の、△は自衛隊機事故の援助協力機関を示す。						

(2) 緊急連絡通報

航空事故緊急連絡者は、次の事項を行う。

- ① 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
- ② 事故発生の日時及び場所
- ③ 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- ④ その他必要事項

(3) 現地連絡所等の設置

航空事故等が発生した場合で、関係機関が事故の規模及び態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。

米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地連絡所にあっては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。この場合において、他の関係機関は、可能な限りこれに協力する。

2 民間の航空機事故

民間航空機の事故が発生した場合の措置は、稻城市及び東京都等の各防災機関は、米軍又は自衛隊の航空機事故発生時に準じて行う。

3 稲城市的対応

(1) 情報収集

稻城市は、航空機事故が発生した場合、待機態勢をとり情報収集を行う。

(2) 事故への対応

稻城市は、関係機関と連携して、救助活動等を行う。

また、事故現場周辺に事故の影響が拡大する場合は、対象地域の住民等に避難指示を発令し、安全な緊急避難場所に誘導する。

第2章 鉄道事故対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 JR 東日本、JR 貨物	一	JR 東日本、JR 貨物
2 京王電鉄	一	京王電鉄
3 稲城市の対応	防災課、警防課、その他対応に必要な課	一

1 JR 東日本、JR 貨物

JR 東日本及び JR 貨物は、事故等の発生に迅速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し、訓練を実施する等、常に復旧体制を整備している。

- ① 応急処置方法
- ② 情報の伝達方法
- ③ 事故復旧対策本部の設置方法
- ④ 非常招集の範囲及び方法
- ⑤ 救援車の配備並びに復旧用具の整備及び使用方法

2 京王電鉄

京王電鉄は、大規模事故が発生した場合、速やかに事故対策本部を設置するとともに、あらかじめ定められている事故連絡体制、動員体制に基づき、人命救助を第一に、被害を最小限に止めるよう努める。

また、速やかに事故状況を把握し、最も安全な方法によって、旅客の避難誘導を行い、死傷者がある場合は、迅速に救出するとともに、輸送（代替、振替を含む。）の確立を図る。

なお、事故発生時に、復旧の迅速を期するため、平素から応急資機材の整備及び緊急自動車、衛星電話機の配備を行っている。

3 稲城市の対応

（1）情報収集

稲城市は、鉄道事故が発生した場合、情報収集を行う。

（2）事故への対応

稲城市は、関係機関と連携して、救助活動等を行う。

また、事故現場周辺に事故の影響が拡大する場合は、対象地域の住民等に避難指示を発令し、安全な緊急避難場所に誘導する。

なお、鉄道事故で多数の死傷者が発生した場合の救出救護活動については、稲城市消防本部集団大規模災害活動計画に基づき対応する。

第3章 危険物事故

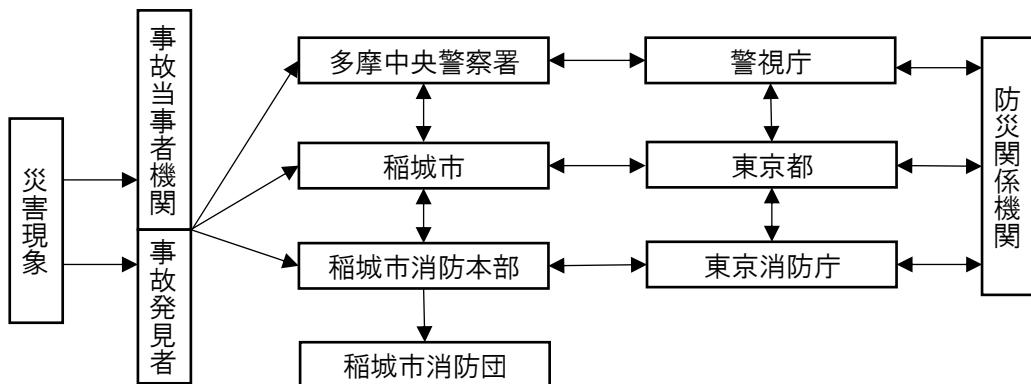
◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 情報連絡体制	防災課	—
2 災害時の広報	秘書広報課	—
3 応急活動	防災課、警防課	—
4 相互協力・派遣要請	防災課、警防課	—
5 避難措置	防災課、その他対応に必要な課	—
6 石油類等危険物貯蔵施設等の対応措置	警防課、予防課	危険物を所管する機関
7 高圧ガス保管施設の対応措置	警防課、予防課	危険物を所管する機関
8 火薬類保管施設の対応措置	警防課、予防課	危険物を所管する機関
9 毒物・劇物取扱施設の応急措置	警防課、予防課	危険物を所管する機関
10 放射線使用施設等	警防課、予防課	危険物を所管する機関
11 危険物輸送車両	警防課、予防課	危険物を所管する機関

1 情報連絡体制

事故発生の際の災害対策については、事業者、施設管理者等の当事者機関による対応を原則とする。

大規模事故発生時の連絡、通報の一般的な流れは、次のとおりである。



〈大規模事故等に係る通報経路〉

なお、CBRNE 災害※に対しては、東京都総務局に関係防災機関担当者による連絡会を設置し関係防災機関との情報連絡を行う。

また、東京都は、医療等の初動体制を確立するため、医療関係防災機関、災害防災拠点病院（災害時後方医療施設）に通報する。

※CBRNE（シーバーン）とは

化学剤による大規模災害や毒劇物化学兵器による災害（C（chemical））、細菌やウイルス感染症のパンデミックや病原微生物等生物兵器による災害（B（biological））、放射性物質に関する災害・

核・放射能兵器による災害（R（radiological）、核物質（N（nuclear））、高性能爆薬等爆弾を使ったテロ・爆発による災害（E（explosive））の総称

2 災害時の広報

稻城市は、事故等により災害が発生した場合は、広報を行い市民の安全を図る。
二次災害の危険が予想される場合は、直ちに多摩中央警察署、その他の関係機関と密接な連絡をとり広報を行う。

3 応急活動

消防本部は、「稻城市消防本部警防規程 第3節消防活動（活動の原則）」により地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、関係機関との連携の上応急救助活動を実施する。

4 相互協力・派遣要請

各防災機関は、大規模な事故等が発生した場合、あらかじめ定めている所掌事務、又は業務に従って応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関と連携して円滑な事故対応を実施する。

なお、稻城市は、他機関との相互協力について、「大規模災害時における緊急消防援助隊の応援計画」、「稻城市消防本部緊急消防援助隊受援計画」、「稻城市災害時受援応援計画」に基づき実施する。

5 避難措置

稻城市は、必要に応じ、次の措置を行う。

- ① 住民に対する避難指示等
- ② 住民の避難誘導
- ③ 避難所等の開設
- ④ 避難住民の保護
- ⑤ 情報提供
- ⑥ 関係機関との連絡

6 石油類等危険物貯蔵施設等の対応措置

消防本部は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

- ① 危険物の流出又は爆発等のおそれがある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- ② 混触発火等による火災の防止措置及び初期消火活動並びにタンクの破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置及び応急対策
- ③ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置並びに関係機関との連携活動

7 高圧ガス保管施設の対応措置

高圧ガス貯蔵施設に事故が発生し、塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合は、当該事業所は、全力をあげて防除活動を実施し、あわせて被害の拡大を未然に防止するため、関係機関に迅速及び的確な通報を行う。

安全対策の対象とするガスは「大量に貯蔵及び消費され、漏えいにより隣接する都県市周辺住民に被害を及ぼすおそれのあるガス」(都においては、塩素ガス、アンモニア及び酸化エチレン)とする。

機関名	対応措置
東京都 (総務局)	都県境周辺で漏えい事故が発生した場合は、関係機関に対し必要な連絡通報を行う。
東京都 (環境局)	<p>① 事故時における措置</p> <ul style="list-style-type: none">・ガス漏れ等の事故が発生した場合は、当該事業所は、直ちに災害の拡大防止及び被害の軽減に努める。・都(環境局)は、災害が拡大するおそれがある場合は、東京都高圧ガス地域防災協議会がガスの種別により指定した防災事業所に対して出動を要請し、災害拡大防止等を指示する。 <p>② 事故時の緊急出動体制</p> <p>高圧ガスの事故時には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定する防災事業所及び部会ごとに置く準防災事業所が事故に対応する体制を整えている。</p> <p>防災事業所は高圧ガスの移動、事業所等における事故に対し、出動要請があつた場合に応援出動することを任務とし、準防災事業所は移動時に係る事故を除き、防災事業所と同様の任務を負っている。</p>
稲城市消防本部	<p>① ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫している場合は、避難指示を行う。</p> <p>② 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。</p> <p>③ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。</p>
警視庁 (多摩中央警察署)	<p>① ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。</p> <p>② 市長が避難の指示をすることができないと認めた場合、又は市長から要求があつた場合は、避難の指示を行う。</p> <p>③ 避難区域内への車両の交通規制を行う。</p> <p>④ 避難路の確保及び避難誘導を行う。</p>
関東東北産業 保安監督部	<p>① 正確な情報把握のため、都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。</p> <p>② 災害発生に伴い、都及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業所に対して施設等の緊急保安措置を講ずるよう指導し、被害の拡大防止を図る。</p>

8 火薬類保管施設の対応措置

火薬類保管施設等の事故が発生した場合の対応措置は、次のとおりである。

なお、稲城市その他の関係機関は、高圧ガス保管施設に準じて行う。

機関名	対応措置
東京都 (環境局)	被害が拡大するおそれがある施設を対象に、緊急時における管理上の指揮命令を発する。 <p>① 関係機関には状況に応じた緊急措置等を連絡する。</p> <p>② 事業所には十分な水を確保するよう指導し、水バケツ等の消火施設の強化を指示する。</p>

機関名	対応措置
関東東北産業 保安監督部	<p>① 火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合、又は危険が予想される場合は、十分な監督又は指導を行い、必要と認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令を行う。</p> <p>② 作業現場に未使用の状態で滞留している火薬類は、緊急の場合、自主的保安管理体制の下に、直ちに担当の監督者に回収させ、火薬庫に返納する等の措置をとらせるとともに、迅速に実情を把握し、適切な指示、命令等を発する。</p>

9 毒物・劇物取扱施設の応急措置

毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生した場合の対応措置は、次のとおりである。なお、稻城市の応急活動は、高圧ガス保管施設に準じて行う。

機関名	対応措置
東京都 (保健医療局) (南多摩保健所)	<p>① 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。</p> <p>② 毒物・劇物が飛散し、漏えいした場合は、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。</p> <p>③ 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集・伝達に努める。</p>
稻城市消防本部	<p>① 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫している場合は、避難の指示を行う。</p> <p>② 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。</p> <p>③ 関係機関との情報連絡を行う。</p>
東京都 (教育庁)	<p>災害時の次の対策を計画し、これに基づく行動を指導する。</p> <p>① 災害発生時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知</p> <p>② 出火防止及び初期消火活動</p> <p>③ 危険物等の漏えい、流出等による危険防止</p> <p>④ 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止</p> <p>⑤ 児童生徒等に対して、災害発生時における緊急措置に関する安全教育の徹底</p> <p>⑥ 被害状況の把握、情報収集及び伝達等</p> <p>⑦ 避難場所及び避難方法</p>

10 放射線使用施設等

災害、事故、テロ活動等により、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生し、又は発生する可能性がある場合は、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に定められた基準に従い、放射線同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告を行う。

文部科学大臣は、その必要を認めた場合は、放射線同位元素使用者等に対し、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

放射性同位元素を使用する病院又は診療所の管理者は、地震、火災その他の災害、事故、テロ活動等により、放射線障害が発生し、又は発生する可能性がある場合は、直ちにその旨を保健所、警察署、消防署その他関係機関に通報するとともに、放射線障害の防止に努める。

各機関別の応急活動は、次のとおりである。

機関名	対応措置
稲城市消防本部	放射性物質の露出及び流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者を指導する。 ① 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 ② 射線源の露出及び流出に伴う危険区域の設定等人命安全に関する応急措置
東京都 (医療保健局) (南多摩保健所)	RI 使用医療施設での被害が発生した場合は、人身の被害を最小限にとどめるため、4人を1班とする RI 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止及び住民の不安の除去に努める。

11 危険物輸送車両

(1) 高圧ガス等輸送車両

高圧ガス等輸送車両の事故が発生した場合の対応措置は、次のとおりである。

機関名	対応措置
東京都 (環境局)	① 正確な情報把握のため、関係機関と密接な情報連携を行う。 ② 必要と認められる場合は、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 ③ 災害が拡大するおそれがある場合は、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。
警視庁 (多摩中央警察署)	① 施設管理者に対し、保安施設及び応急資機材を整備充実させ、効果的な活動を推進する。 ② 移動可能なものは、周囲の状況によりあらかじめ安全な場所に移動させる。 ③ 輸送中の車両については、安全な場所に誘導して退避させる。
稲城市消防本部	① 交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
関東東北産業保安監督部	① 正確な情報把握のため、都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 ② 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 ③ 災害が拡大するおそれのある場合は、必要に応じ、都又は隣接県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。
関東運輸局	危険物輸送の実態に応じ、次の対策を推進する。 ① 災害発生時の緊急連絡設備の整備 ② 災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋りょう、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 ③ 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。

(2) 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故

核燃料物質等の事業所外運搬中の事故が発生した場合の対応措置は、次のとおりである。

機関名	対応措置
国の各省庁 (文部科学省) (経済産業省) (国土交通省) (警察庁) (総務省消防庁)	<p>① 放射性物質輸送事故対策会議の開催</p> <p>核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合は、速やかに関係省庁による「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。なお、会議の庶務は、陸上輸送にあっては文部科学省において、海上又は航空輸送にあっては国土交通省において行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故情報の収集、整理及び分析 ・係官及び専門家の現地派遣 ・その他必要な事項 ・関係省庁の講ずべき措置 ・対外発表 <p>② 派遣係官及び専門家の対応</p> <p>関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合は、現地に係官及び専門家を派遣する。係官は、事故の状況把握に努め、警察官及び消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。専門家は、関係省庁の求めに応じて、必要な助言を行う。</p>
警視庁	事故の状況把握及び被害拡大の可能性の判断に努めるとともに、関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じて、警戒区域の設定、交通規制、救助活動等必要な措置をとる。
稻城市消防本部	事故の通報を受けた場合は、直ちにその旨を東京都（総務局）に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
東京都 (総務局)	東京都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請、住民の避難等必要な措置を講ずる。
その他 (事業者等)	事業者等（輸送事業者、事業者及び現場責任者）は、事故発生後、直ちに関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官及び消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い、適切な措置をとる。

第4章 雪害対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 雪害への備え	土木課、管理課、施設を所管する課	—
2 雪害活動体制	防災課	—
3 雪害情報の収集・伝達	秘書広報課、防災課	—
4 除雪活動	土木課、管理課、施設を所管する課	—

1 雪害への備え

(1) 除雪道路の選定

稻城市は、降雪により道路の通行が困難となる場合に備え、あらかじめ除雪を優先する道路を選定する。

(2) 除雪体制の整備

稻城市は、道路の除雪作業が行えるよう事業者等との協力体制を構築する。

(3) 公共施設の備え

稻城市は、市の施設において降雪時の利用者の安全を確保するため、スコップ、凍結防止剤、融雪剤等の資機材を備蓄する。

2 雪害活動体制

稻城市内において、大雪による災害の発生が事前に予想される場合、若しくは、災害が発生した場合における配備態勢は、次の基準による。

本部	態勢	配備基準（目安）	主な活動	配備する職員
	情報連絡会の開催	次の気象警報が発表され、総務部長・消防長が必要と認めたとき。 ・大雪警報 ・暴風雪警報	検討会議 ・配備態勢検討 ・除雪作業の計画	・各部長及び必要とする課長



※情報連絡会で態勢を決定する。

本部	態勢	配備基準（目安）	主な活動	参集職員
危機管理対策本部	警戒態勢	稲城市内に大雪警報・暴風雪警報が発表され、大雪による災害等が現に発生しているとき、若しくは危険性が高まったと本部長が判断したとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報及び市内状況の情報収集 ・凍結防止剤等の散布 ・関係機関と連携した除雪作業の計画及び実施 ・除雪した雪の一時的排除 ・避難行動要支援者の状況把握 ・帰宅困難者対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部、総務部、企画部、都市建設部、都市環境整備部、産業文化スポーツ部、福祉部、子ども福祉部、教育部 (各部長が指定する所要人員) ・施設を所管する課（所要人員） ・危機管理対策本部員
災害対策本部	雪害配備態勢	警戒態勢以上の配備態勢が必要だと、本部長が判断したとき。	<ul style="list-style-type: none"> 上記の活動に加えて ・被災者の救助・救出 ・被災者及び自主避難者の保護 ・その他の災害応急対策 	<ul style="list-style-type: none"> 上記の職員に加えて ・総務部（所要人員） ・災害対策本部員

3 雪害情報の収集・伝達

稲城市は、雪害に関する情報について、気象庁等から連絡を受けたとき又は自ら収集したときは、住民等に周知する。

4 除雪活動

（1）凍結防止剤等の散布

稲城市は、道路交通の安全確保のため、必要に応じて急坂、カーブ等危険箇所へ凍結防止剤、融雪剤等を散布する。

（2）道路等の除雪

稲城市は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するほか、稲城市総合建設業協会の協力により、駅周辺、幹線道路、バス路線等を重点に除雪の実施、障害物（チェーンの切れ端等のごみ）の除去等を行い道路機能の確保に努める。

（3）市施設周辺の除雪

稲城市（施設の管理者）は、その管理する建物の周囲等において、融雪剤の散布、除雪を行い、安全確保に努める。

第6部 火山災害対策

第1章 降灰情報の収集・伝達

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 降灰情報の収集	防災課	—
2 住民への広報	秘書広報課、防災課	—

1 降灰情報の収集

(1) 降灰予報の収集

稻城市は、富士山が噴火した場合、気象庁から発表される降灰予報を収集する。
気象庁が発表する降灰予報は、次のとおりである。

〈降灰予報〉

種類	内容
降灰予報（定時）	噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先（3時間区切り）までに噴火が発生した場合の降灰範囲、小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的（3時間ごと）に発表する。
降灰予報（速報）	噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布、小さな噴石の落下範囲を噴火後5～10分程度で速やかに発表する。
降灰予報（詳細）	噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布、降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を噴火後20～30分程度で発表する。

(2) 降灰情報の報告

稻城市は、降灰を覚知した場合は、降灰状況の調査を行い、東京都を通じて気象庁に報告する。

また、降灰による被害の発生に際して、速やかに市内又は所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、あらかじめ定められた伝達系統により、東京都等に報告する。

2 住民への広報

稻城市は、降灰に関する重要な情報について気象庁及び関係機関から通報を受けたとき又は自ら収集したときは、重要な施設の管理者、住民等に周知する。

第2章 降灰対策

◆対策と担当

項目	市担当	関係機関
1 火山灰の収集・処分	土木課、管理課、緑と環境課、生活環境課	—
2 住民相談	市民課、健康課、保健活動班（保健師職員）	—
3 避難対策	秘書広報課、防災課	—

1 火山灰の収集・処分

火山灰の収集及び処分に関する対応は、次のとおりとする。

- (1) 火山灰は、土地の所有者又は管理者が対応することを原則とする。
- (2) 火山灰の運搬は、稻城市が実施する。
運搬に際しては、一般廃棄物とは別に行う。
- (3) 道路に降った火山灰は、道路管理者が除去、収集・運搬を行う。
- (4) 火山灰の処分は、稻城市が東京都及び関係機関と調整の上、仮置き場の設置、処分の方法を検討し行う。

2 住民相談

稻城市は、降灰の状況又は住民ニーズに応じ相談窓口を開設し、健康、火山灰の収集等の相談に対応する。

3 避難対策

稻城市は、降灰による影響が予想される場合は、外出等を控えること等を呼び掛ける。

また、降灰後の降雨により土砂災害の危険性がある場合は、必要に応じ避難指示等を発令し、住民を避難させる。

※東京都大規模噴火降灰対応指針（令和5年12月）

降灰厚2cm以上の範囲において、「何らかの健康被害が発生するおそれ」を考慮し、屋内退避対象エリア、避難対象エリア、域外避難エリアを設定することとなっている。

降灰30cm未満は、屋内避難対象エリアとなり、在宅避難等が基本となる。

降灰厚	車両の影響	避難
【屋内避難エリア※】 2cm以上 30cm未満	<ul style="list-style-type: none">・速度の低下・スリップの発生に留意・降灰厚が10cm以上の場合、二輪駆動車の通行不能	<ul style="list-style-type: none">●屋内退避対象エリア（在宅避難等） 降灰厚が30cm未満と想定される範囲●避難対象エリア（避難所等へ避難） 大規模な降灰が生じた範囲のうち、停電、断水、物資の供給が困難等により避難が必要となる地域について、噴火の推移や社会的影

		響当を火山専門家等の助言を踏まえ総合的に判断
【域外避難エリア】 30 cm以上	・四輪駆動車の通行不能 ・木造建物の倒壊のおそれ	降灰厚 30 cm以上が想定される影響域からの避難

※避難先は、自宅もしくは降灰に耐える近隣の堅牢な建物を原則とする。